

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	中森 弘樹
論文題目	失踪の社会学——親密性と責任の関係性についての試論		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、現代社会において失踪という現象が有する意味を社会的に分析することを通じて、逆説的に、個人が(家族などの)「親密な関係」から離脱することに対して抱く抵抗感の根拠となる倫理を明らかにすることを課題としたものである。論文全体は、失踪に関する社会的問いを理論的に導くための第一部(1章・2章)、失踪に関する実証研究を行う第二部(3章・4章・5章)、および実証研究の成果を解釈することで論文全体の問いに答える第三部(6章・7章)の三部から構成される。各章の要旨は以下の通りである。</p> <p>1章では、失踪が社会的問題として問われるべき理由が理論的に導出される。後期近代社会では、人間関係は固定的なものから選択的なものへと変容しつつあるが、それにもかかわらず、現代の日本社会では「親密な関係」から離脱することへの抵抗感がむしろ高まっていることを示すような現象(「無縁社会」批判など)が生じている。このような現象を説明するためには、「親密な関係」から離脱することへの抵抗感の根拠を社会的に解明する必要がある。この課題に答えるための方法として、失踪という現象が有する意味を実証的に分析することの逆説的な意義が見出される。</p> <p>2章では、第二部の実証研究に備えての予備的な考察が行われる。まず、本論文が対象とする失踪の定義を、「家出」や「蒸発」といった類似概念と区別しながら確定する。次に、現代の日本国内における失踪の発生状況を概観する。そして、次章での失踪者の家族を対象とした実証研究のための理論枠組の検討を行う。</p> <p>3章では、失踪者の家族へのインタビュー調査を行うことで、残された家族にとって失踪がどのような意味を持つかが分析される。10ケースの家族に対して半構造化インタビューを行い、各ケースの比較分析を行った結果、家族たちは失踪者の生死が不明であることに起因する精神的負担と、社会的・経済的負担という二重の困難を抱えていることが明らかになった。これらの困難は、失踪という現象に固有の経験であると判断された。その一方で、そのような経験の固有性からは説明できないような「失踪の望ましくなさ」に関する家族たちの語りも見出され、全ての家族たちが、失踪者が家族の「呼びかけ」に対して応答しないことを、逸脱的な状態とみなしていたことも明らかになった。</p> <p>4章では、失踪に関する言説の変遷を分析することで、一般的に失踪がどのような意味で社会的に「問題」とされてきたのかが明らかにされる。1950年代から2015年までの「失踪」に関する国内の雑誌記事を収集・分析した結果、各年代に特徴的な失踪に関する言説の流行パターンを見出すことができた。そして、そのような言説の変遷の社会的な背景を、戦後の近代家族モデルの成立と動揺という家族社会的観点、およびU.ベックの「個人化」論の観点から分析した。また、失踪が問題とされる根拠には、失踪者本人が被るリスクへの危惧や、失踪が逸脱行為の温床となることへの危惧に加え、「家族を見捨てる」ことへの批判という根拠が存在することが見出された。第3の根拠については、それがしばしば「責任」という言葉とセットで語られていたことから、本論文ではそれを「親密なる者への責任」と命名し概念化した。</p> <p>5章では、失踪者本人に対するインタビュー調査により、彼/彼女らにとって、行為としての失踪がどのような意味を持つかが明らかにされる。3名の失踪経験者に詳細なインタビュー調査を行うことで、彼/彼女らのライフストーリーを収集し、その分析を行った。その結果、行為としての失踪には、「離脱行為」と「応答の拒否」という分析上の重</p>			

要な区別が存在することが明らかになった。すなわち、失踪が成立し、さらに長期化するためには、失踪者が単に家族から身体的に離脱するのみならず、家族からの「呼びかけ」に対する応答を拒否することが不可欠であることが示された。

3章から5章までの実証研究の成果は、失踪に付与される意味と責任の倫理とのあいだに何らかの関係があることを示唆するものであった。そこで、6章では責任という概念が指し示している倫理とはいかなるものなのかについて、詳細な理論的検討が行われ、「親密なる者への責任」がいかに失踪の意味を規定しているのかが考察される。その結果、失踪が責任の倫理に抵触するのは、次の二つの意味においてであることが明らかになった。第1に、責任の「行為—因果モデル」の観点からは、失踪が失踪者の自由意志に基づく行為であるにもかかわらず、失踪者たちは自らの行為によって生じた出来事に対する応答を行っていない、すなわち「無責任な態度」をとっているものと解釈される。第2に、「傷つきやすさを避けるモデル」の観点からは、失踪者が家族を「傷つきやすさ」から保護しよう立場にあったにもかかわらず、失踪することで、家族の「傷つきやすさ」からの保護を怠っているという意味で、責任を果たしていないものと解釈される。「親密なる者への責任」の倫理は、この二種類の論理から構成されていた。そして、家族のみならず「親密な関係」一般に関しても、関係からの離脱に対する抵抗の根拠となる倫理とは、このような「親密なる者への責任」の倫理であると結論づけられた。

7章では、6章で得られた理論的結論の応用として、現代日本の失踪に関する言説を手掛かりとすることで、「親密なる者への責任」の現代的な変化とその背景が分析される。その結果、現代日本社会における「親密圏の過負荷」（親密な他者に応答することへの過剰な重圧）の背景には、いわゆる「自己責任」論と「親密なる者への責任」の倫理とが共存しつつ補完しあっている構造が見出された。さらに、このような状況下で失踪という行為がどのような社会的意味を持ちうるのかについて、失踪と自殺とを比較しながら考察を行うことにより、失踪が個人を「親密圏の過負荷」から解放する可能性が示唆された。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、現代社会において失踪という現象が有する意味を社会的に分析することを通じて、逆説的に、個人が(家族などの)「親密な関係」から離脱することに対して抱く抵抗感の根拠となる倫理を明らかにすることを課題としたものである。

本論文の学術的意義は、主として下記の3点にまとめることができる。

第1に、失踪という、近年の社会学研究においてほとんど視野の外に置かれていた現象に着目し、それを新たな重要な社会的問題として再定義し、明るみに出したことが評価される。本論文の「はじめに」でも論述されているとおり、「家出」や「蒸発」と呼ばれる現象を主題とした社会学的研究は1970年代頃まで存在したが、そうした研究が行われなくなってすでに久しい。しかしながら、個人が「親密な関係」から離脱するという現象自体は、現在も(数量的に)大きく変化することなく生起しており、また「ネットカフェ難民」や「ホームレス」といった、より「狭い」概念を用いて、そのような現象の一端にアプローチしようとする研究は現在も行われている。しかしながら、「個人が親密な関係から離脱すること」それ自体の一般的な意味を問うという視点は、本論文によって初めて提示されたものであり、まず、このこと自体の問題発見的意義がきわめて大きい。

第2に、上述の視点の提示によって、逆説的に、個人が「親密な関係」から離脱することを抑止する倫理とはなにか、という一見素朴な——しかし本質的に重要な——社会的問いが提起され、この問いを現代社会論の文脈の中に適切に位置づけることによって、現代社会論への重要な理論的貢献が行われていることが評価される。A. ギデンズ、U. ベックら、再帰的近代化論の論者によれば、今日の後期近代社会では、人間関係一般が、既存の社会的諸条件に基づく固定的なものから、個人の自由意志に基づく選択的なものへと変容しつつあるとされ、とくにギデンズは、「親密な関係」がより「純粋な関係性」(個々人相互の純粋な自発性のみに基づいて構築され、また解消されるような関係性)へと変容していくと主張している。しかしながら、現代の日本社会では「親密な関係」から離脱することへの抵抗感がむしろ高まり、「親密圏の過負荷」(親密な他者に応答し、関係を維持することへの過剰な重圧)と表現すべき現象が生起していることが注目される。ギデンズ、ベックらの理論では、このような現象を十分に説明することができなかったが、本論文で解明され定式化された「親密なる者への責任」の倫理は、このような「親密圏の過負荷」現象をクリアに理論的に説明することに成功している。

第3に、周到な方法論的配慮に基づいた、質的調査研究としての水準の高さが評価される。本論文の3章と5章で詳述されているとおり、失踪という現象においては、当事者である失踪者の家族および失踪者本人の双方が、大きな社会的苦難を経験せざるをえない。したがって調査研究の過程においては、インフォーマントたちの社会的苦難に配慮を寄せつつ、慎重に接触を図り、調査者(学位申請者)との十分な信頼関係を構築したうえで、よく計画されたインタビューによって、彼/彼女らのライフストーリーについての多くの語りを導き出すという、きわめて粘り強い作業が必要であったと考えられる。学位申請者はその方法論上の多大な困難を克服し、上述の社会的問いに実証的に答えるための豊富なデータを蓄積し、分析することに成功している。以上のような点で、本論文は、質的調査に基づく社会学的研究として、きわめて高い水準に達したものと評価できる。

以上のように、本論文は専門的かつ独創的な高い価値を有しているが、他方で、下記2点の課題の存在も指摘される。

第1に、（これは上述の学術的意義の第1点と第2点との関係の問題でもあるが）失踪という問題を上述のような現代社会論的・理論的文脈の中に位置づけることに注力するあまり、本来の中心テーマである失踪というユニークな現象それ自体のもつ意義、あるいは失踪を論じること自体の必然性が、やや背景に退いているようにも見えるという点である。またその結果として、（上述の学術的意義の第3点において述べたように）当事者にとって多くの社会的苦難を伴う失踪という問題にアプローチするにあたっては必然的に要請されるべき、実践的、規範的あるいは臨床的視角からの考察は、十分には展開されないままにとどまっていると言わざるを得ない。

第2に、（これは上述の学術的意義の第2点に関連するが）本論文の1つの重要な論点である「親密圏の過負荷」現象が、現代日本社会にとどまらず、欧米も含めた現代（後期近代）社会一般において、どの程度普遍的な現象と言えるのかが明らかではないという点である。G. エスピン=アンデルセンの福祉レジーム論の枠組で言えば、（日本を含む）「家族主義レジーム」を取る諸国や（大陸欧州などの）「保守主義レジーム」を取る諸国においては、たしかに「親密圏の過負荷」現象が観察されるが、（北欧などの）「社会民主主義レジーム」を取る諸国においては、必ずしも観察されない。だとすれば、本論文が対象とする「現代社会」とはどの領域を指すのかという、国際比較的な問題が未解明のままになっている。

以上のように、本論文には上記2点の課題の存在が指摘されるものの、これらの課題の解明は、むしろ学位申請者の今後の研究の発展に期すべきものであり、先述した、本論文の有する高い専門的・独創的価値そのものを減じるものではない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成28年7月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 平成28年 10月 1日以降